

(3) 人工林保全活用プラン

1) プランの目的

- 長年放置されたスギ・ヒノキ等の人工林^{※7} について間伐^{※10} 等の適正な管理を行い、木材の生産・利用だけでなく、その間伐材を資源として利用する。一部の人工林については広葉樹林への転換を図る。また、ボランティア等の活動の場や子供たちの学習等の演習林として活用を図る。

2) 現状について

- 青梅の森は、全体面積の約28パーセントに当たる25.3ヘクタールがスギ・ヒノキ等の人工林で、手入れがされないまま長年放置された状態にあり、密植状態で林床^{※13} が暗く、樹齢構成が高齢になっている。一部の人工林では、クズ等のつる性植物に覆われ荒廃し、現在のままでは木材の生産等を行うことが困難な状態にある。

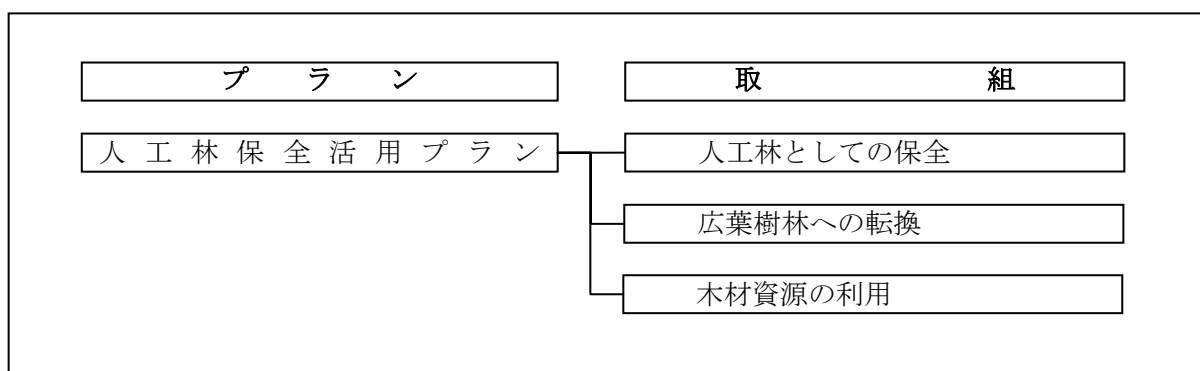
なお、スギ・ヒノキ等の人工林の林齢構成および面積は、概ね次のとおりである。

	スギ	ヒノキ	スギ・ヒノキ	合計
林齢 21～30 年	—	0.4	0.4	0.8
林齢 31～40 年	—	—	—	—
林齢 41～50 年	11.1	0.6	6.7	18.4
林齢 51～60 年	4.1	—	1.3	5.4
林齢 61～70 年	0.2	0.5	—	0.7
合計	15.4	1.5	8.4	25.3

(単位：ヘクタール)

3) 事業計画の体系

- 人工林保全活用プランは、次の体系により構成する。



4) 取 組

人工林としての保全

○伐採（主伐）

- 林の若返りを図るため、専門家の助言を受け、人工林^{※7}として必要な施業を行う区域を設定する。
- 青梅の森内の動物の生息や移動を配慮し、樹林が分断しないように区域を設定する。
- 一部の人工林は、主伐事業（花粉発生源対策）等の制度を活用し主伐^{※26}する。

○植林

- 主伐を行った区域では、花粉の少ないスギ等の苗の植林を行う。
- 植栽した苗木は、シカの食害等に留意する。

○下草刈り

- 主伐後、植林を行った区域では、植栽木の成長を確保するため定期的な下草刈りを行う。

○伐採（間伐）

- 手入れ不足のスギ・ヒノキの人工林は、間伐^{※10}による適正な樹林管理を行う。

○枝打ち

- 林内の光の環境を改善し林床^{※13}植生を豊かにするため枝打ちを行う。

○ヒサカキ等除伐

- 林床にヒサカキ等が繁茂している場合には、林床内の照度、空間の確保のため、専門家の助言を受け除伐^{※27}を行う。
- 除伐の範囲については、ほ乳類等の移動を配慮して必要な範囲は残すものとする。

広葉樹林への転換

○伐採（皆伐）

- 専門家の助言を受け、広葉樹林へ林相転換^{※28}を図る区域を設定する。
- 青梅の森内の動物の生息や往来を配慮し、樹林が分断しないように区域を設定する。
- 一部の人工林は、色彩豊かな森事業（花粉発生源対策）等の制度を活用し皆伐^{※29}する。

○植林

- 皆伐を行った区域では、広葉樹の苗の植林を行う。
- 植林する苗は、産地を近傍に限定（東京都産）した苗木を原則とする。
- 植林するための苗は、圃場を確保し生産する。
- 植栽した苗木は、シカの食害等に留意する。

※26 主 伐：森林の樹木を収穫するための伐採。

※27 除 伐：将来にわたって育成するもの以外の種類の樹木の伐採。

※28 林相転換：林相とは森林を構成する樹種、林冠の粗密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像のこと。一般に、針葉樹林、広葉樹林、針広混交林の区分をいい、これらを転換することを林相転換という。

※29 皆 伐：対象となる区域にある森林の樹木をすべて伐採すること。

○下草刈り

- 皆伐^{※29}後、植林を行った区域では、植栽木の成長を確保するため定期的の下草刈りを行う。

木材資源の利用

伐採^{※11}した木の利用方法については、次の利用方法を含め、随時検討を行うものとする。

○木材として利用

- 伐採した木を利用し、野外卓・テーブル・割りばしやベンチ等を作製する。
- 伐採した木を利用し、散策路周辺の土留め柵等の整備材として使用する。
- その他資材としての有効な利活用を図る。

○炭焼

- 伐採したスギ・ヒノキ等の利用策として炭焼きの検討を行う。
- 炭焼きは長時間にわたり煙、臭いが発生するため炭焼き小屋の位置を検討するとともに、管理体制、実施体制をあらかじめ確立しておく。

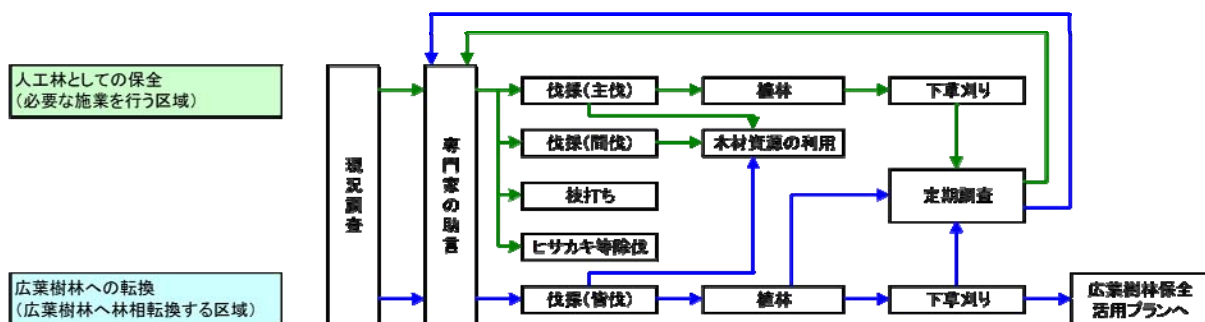
○バイオマス資源として活用

- 伐採・枝打ちによる発生材は、薪、チップ、ペレット等、バイオマス^{※30}燃料の材料としての使用を図る。

○その他

- 土場^{※31}を設置する。

人工林保全活用プランでは、適正な管理運営または広葉樹林への転換に対して、次のとおり対応する。



※30 バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

※31 土場：木材を搬出する途中で一時的に集積する所。

5) 配慮事項

- 伐採^{*11} 時期については、鳥類やほ乳類の繁殖等に影響しない時期に行うよう配慮する。
- オオタカが主に使用する樹木を調査し、可能な限り保存する方針とする。
- リス等、樹冠を使って移動する小動物のために配慮した整備とする。

6) 実施主体

- 青梅の森の管理者である青梅市が主体的に行う。
- ボランティアによる作業が可能な区域および取組内容については、ボランティア等との協働により実施する。

7) 実施時期

- 優先順位を決定し順次進める。

(4) 広葉樹林保全活用プラン

1) プランの目的

- 長年放置された広葉樹林については、かつての薪炭林^{*12}のように森林資源を利活用することで様々な林齢構成の広葉樹林になり、生物多様性^{*14}にとって良い状態となることから、伐採^{*11}による更新等を行う。すでに生息している生物のため、大径木を残すことを中心とした管理、または人が手を入れず、自然のまま遷移^{*19}していく区域を設定する。また、ボランティア等の活動の場や子供たちの学習の場としての活用を図る。

2) 現状について

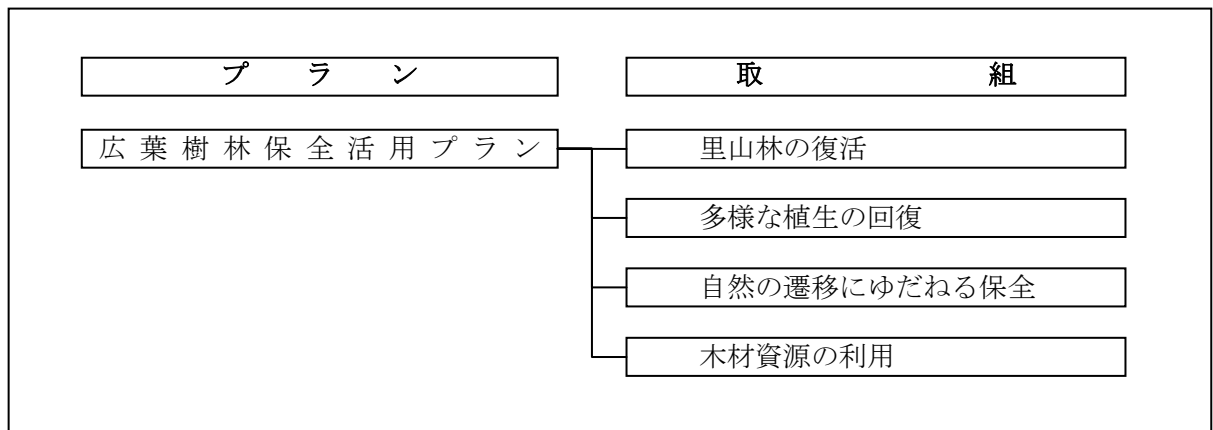
- 青梅の森は、おおむね54.6ヘクタールの広葉樹林があり、全体の約60パーセントを占めている。かつては薪炭林として活用されていたが、高度成長期に薪燃料から化石燃料へと移り変わっていくのに合わせ40年以上放置された状態にある。その大半を占めるクリ・コナラ群集の樹齢構成は、平均して約50年と高齢であり、里山^{*16}利用として地域と共生する存在とはかけ離れた状態にある。

なお、クリ・コナラ等の広葉樹林の林齢構成および面積は概ね次のとおりとなる。

- ・林齢 1～10年 3.4ヘクタール
- ・林齢 41～50年 5.1ヘクタール
- ・林齢 51～60年 44.6ヘクタール
- ・林齢 61～70年 1.5ヘクタール

3) 事業計画の体系

- 広葉樹林保全活用プランは、次の体系により構成する。



4) 広葉樹林の区域分割

- 青梅の森の広葉樹林は、かつて薪炭林として活用されていたころには、約20年のサイクルで伐採・更新を繰り返してきた。現状は長年放置された状態にあるが、その環境に適した野生生物も生息している。

このことを配慮し、次の3つの区域に分割して管理を行う。

- (1) 20年周期で樹林の更新を行う区域
- (2) 植生の多様化を図り広葉樹林として保全する区域
- (3) 自然の遷移^{※19}にゆだね、そのまま保全する区域

5) 取組

里山林の復活

○伐採（皆伐）

- 専門家の助言を受け、20年周期で樹林の更新を行う区域を設定する。
- 広葉樹林の一部について林齢構成の多様化のため、皆伐^{※29}を行い、樹林地の若返りを図る。
- 青梅の森内の動物の生息や移動を配慮し、樹林が分断しないように区域を設定する。

○植林

- 萌芽更新^{※32}が図れない伐採^{※11}地において、植林を行い樹林地の再生を図る。
- 植林する苗は、産地を近傍に限定（東京都産）した苗木を原則とする。
- 植林するための苗は、圃場を確保し生産する。
- 植栽した苗木は、シカの食害等に留意する。

○下草刈り

- 萌芽株や植栽木の成長を確保するため定期的の下草刈りを行う。

多様な植生の回復

○伐採（間伐）

- 専門家の助言を受け、植生の多様化を図り広葉樹林として保全する区域を設定する。
- 林床^{※13}の光量を増やし、多様な植生の生育を促すため、間伐^{※10}による適正な樹林管理を行う。

○ヒサカキ等除伐

- 林床植生の多様性を増加させる必要があると考えられる樹林地において、ヒサカキ等が繁茂している場合には、林床内の照度、空間の確保のため、専門家の助言を受け除伐^{※27}を行う。
- 除伐の範囲については、ほ乳類等の移動に配慮し必要な範囲は残すものとする。

自然の遷移にゆだねる保全

- 専門家の助言を受け、自然の遷移にゆだねそのまま保全する区域を設定する。

※32 萌芽更新（ほうがこうしん）：樹木の伐採後、残された根株の休眠芽の生育を期待して森林の再生を図る方法。

木材資源の利用

伐採^{*11}した木の利用方法については、次の利用方法を含め、随時検討を行うものとする。

○木材として利用

- 資材としての有効な利活用を図る。

○炭焼

- 伐採したコナラ等の利用策として炭焼きを行う。
- 炭焼きは長時間にわたり煙、においが発生するため炭焼き小屋の位置を検討するとともに、管理体制、実施体制をあらかじめ確立しておく。

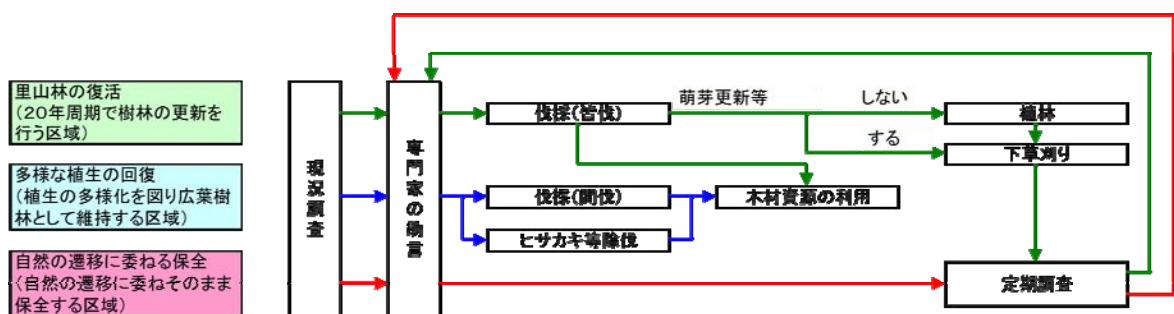
○キノコ栽培

- 伐採したコナラ等の利用策としてキノコを栽培する。

○バイオマスとして活用

- 伐採・枝打ちでの発生材は、薪、チップ、ペレット等の材料として搬出し、バイオマス^{*30}としての使用を図る。
- 落ち葉かきを行い、堆肥を生産し活用する。

広葉樹林保全活用プランでは、適正な樹林管理と萌芽更新^{*32}等による樹林の再生を図るため、次のとおり対応する。



6) 配慮事項

- 伐採時期については、鳥類やほ乳類の繁殖等に影響しない時期に行うよう配慮する。
- オオタカが主に使用する樹木を調査し、可能な限り保存する方針とする。
- リス等、樹冠を使って移動する小動物のために配慮した整備とする。

7) 実施主体

- 青梅の森の管理者である青梅市が主体的に行う。
- ボランティアによる作業が可能な区域および取組内容については、ボランティアとの協働により実施する。

8) 実施時期

- 優先順位を決定し順次進める。

3.1.4 施設整備～市民が自然とふれあう場の整備を行います～

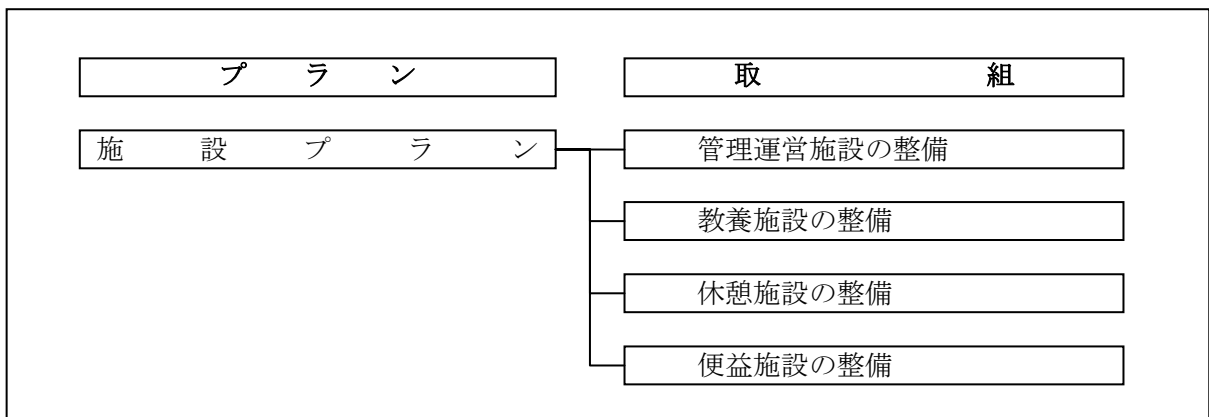
(1) 施設プラン

1) プランの目的

- 青梅の森を利用する市民や管理活動の利便性を高めるために、管理運営施設、休憩施設、教養施設、便益施設等の整備を具体的に検討する。なお、青梅の森周辺の施設との連携を図り必要最小限の整備とし、整備する施設は周辺の景観との調和に配慮し、多摩産材を極力使用していく。

2) 事業計画の体系

- 施設プランは、次の体系により構成する。



3) 取組

管理運営施設の整備

- 管理棟は、管理活動や利用についてのセンター機能を目的とする。
- 管理棟には、トイレ、休憩所、倉庫、多目的室等の併設を検討し、必要な給排水・電気設備を整備する。
- 管理棟およびその周囲は、バリアフリー^{※21}を検討する。
- 管理棟の整備は北谷津とし、整備完了までは暫定的に周辺施設を使用する。暫定的に使用する周辺施設の候補は、風の子太陽の子広場管理棟、青梅市永山ふれあいセンターとする。
- 管理棟には、青梅の森を含めた永山丘陵全体の説明や青梅の森の施設内容を示す総合案内板を設置する。
- 木工品や炭等の林産物を保管する施設として倉庫を整備する。
- 土場^{※31}の整備は南谷津とする。

教養施設の整備

- 動植物の情報提供のために、説明板の設置をする。
- 間伐材等の発生材を有効利用するため、炭焼き小屋等を整備する。

- 炭焼き小屋・窯は青梅の森の事業開始後、発生材の搬出状況等を勘案し整備するものとし、整備完了までは暫定的に移動式窯を使用する。
- 木工・土器工房の整備は管理棟に併設し、整備完了までは暫定的に周辺施設を使用する。暫定的に使用する周辺施設の候補は、風の子太陽の子広場管理棟、青梅市永山ふれあいセンターとする。

休憩施設の整備

- 休憩施設には、ベンチや野外卓を設置する。
- 展望広場や稜線^{※2}の頂上部等、多くの人が利用する場所には、雨等に備え、^{あずまや^{※33}}等の設置を検討する。
- ベンチ、野外卓等は、間伐材や青梅の森の発生材を有効利用し、製作したものを基本とする。
- 整備候補地は、おにぎり岩、指田邸の灯ろう周辺、展望広場、稜線の頂上部等、散策の目的地となる箇所とする。

便益施設の整備

- ボランティア活動等への参加を配慮し、環境に負荷を与えない範囲で管理用の駐車場を設置する。
- トイレは、ボランティア等による管理運営活動や散策等の一般利用者に配慮し、配置することを基本とする。設置場所、構造については、管理棟への併設を含め、環境への負荷を最小限に抑えるよう配慮する。

- 設置する位置
管理用駐車場

整備箇所候補：青梅市立第四小学校西側、北谷津、南谷津、3号鉄塔南、旭ヶ丘団地南側、谷津稲荷神社北、聞修院東側、白寿園東側

周辺利用：永山公園（永山公園駐車場 普通車54台、永山公園大型駐車場 大型車7台）

トイレ

整備箇所候補：北谷津（管理棟に併設）、青梅市立第四小学校西側、旭ヶ丘団地南側

周辺利用：風の子太陽の子広場管理棟、青梅市永山ふれあいセンター、勝沼2丁目児童遊園、根ヶ布1丁目児童遊園、根ヶ布2丁目児童遊園、谷津公園、黒沢3丁目第2運動広場

4) 実施主体

- 青梅の森の管理者である青梅市が主体的に取組を行う。

※33 四阿：屋根を四方へ葺（ふ）き下ろした建物。

